

一 緒 言

一 統制経済といふ経済構成は自由経済と管理経済との中間に介在し、自由経済の基礎の上に計画的・意識的統制を加へたものである。換言すれば、統制経済は管理経済とは異り市場経済の基礎に立つ経済構成であるが、それは國家が直接意識的に國民經濟を運営するものではない。しかしながらそれはまた自由經濟の如き純粹な市場經濟でもない。そこには國家による經濟の統制があり、それはいはば「統制された市場經濟」に外ならない。かくして統制經濟は市場經濟の基礎に立つ點において管理經濟と異なるのみならず、それはまた統制された市場經濟である點において純粹な市場經濟の基礎の上に立つ自由經濟とも異なる經濟構成である。それにも拘らず、この統制された市場經濟は一の新たな經濟構成として、それ自ら獨立性と統一性とを保有してゐる。

いふまでもなく、統制經濟形成の根據は、國民經濟における需要構造上の變化に求めなければならぬ。すなはち從來の國民經濟の需要は、國民一般の消費生活より生ずるものから成り立つてゐた。ところが、いまや國家的需要が壓倒的に増大し、國民經濟における需要中の決定的地位を占め

るに至つた。自由經濟の經濟政策的修補の段階から準戰時體制を経て戰時體制への發展において現出せる國防國家こそは、需要構造の大變化を結果し、經濟生活における國家の地位を決定的に重大ならしめたといはなければならぬ。

かやうに國家的需要が壓倒的に増大したことに應じて國民經濟における需要の構造を合理的に形成することが喫緊の要務となつた。すなはち國家的需要の増大に照應して私的需要を縮小して兩者の均衡を確保すると同時に、生産財のための需要と消費財のための需要との合目的な配置の確保のため、國民經濟における需要の統制が必要となる。かくして國民經濟における需要の統制こそは、統制經濟の根幹をなすものといはなければならぬ。

しかしながらかかる國民經濟における需要の統制は個別的になさるべきものではなく、需要構造を大綱的に再編成せんとするものに外ならない。従つてそれは需要の源泉たる購買力に對する大綱的統制とならずにはゐない。かくして國民經濟における需要の統制は、畢竟、資金面に對する大綱的統制によつて、生産者および消費者の需要を統制し、これによつて國家的需要の充足と國民經濟における需給の持続的調和を圖らんとするのである。

統制經濟における國家的統制は資金面に對する大綱的統制を以て核心とし、その方策としては、

(一) 消費者の購買力の統制、(二) 生産者の投資の統制、(三) 價格政策による消費および投資

の統制、これらの三つの方法がある。とはいへ、この大綱的に統制された資金の使用については、生産者および消費者の自由が認められてをり、たゞそれらの經濟活動は資金面における大綱的な統制によつて間接的に統制されるにすぎない。

右にみたところより理解せらるる如く、統制された市場經濟としての統制經濟は、市場經濟の存續を認めながら、これを一定の國家目的に即應せしめるやうに外部から統制することを經濟構成の原理とする。従つてその市場經濟に對する國家的統制は、市場經濟の内部構造に觸れる積極的なものではなく、これをたゞ外部から統制する消極的なものたるにとゞまり、その目的合理的な外廓を形成する意味をもつものといはなければならぬ。

かくして統制經濟においては生産に對する積極的統制は全く例外とされる。換言すれば、企業は原則として、その生産過程における活動を自己の創意と責任とにおいて爲し得る自由を認められるが、その生産活動は資金面の統制を通じて國家的統制に服するにすぎない。従つて市場經濟の統制は、計算統制と價格統制とを中心とするのであり、獨占價格および投機的價格を抑制して價格の合理的形成を確保せんとする價格統制こそは、まさに統制經濟本來の統制の中核をなすものといはなければならぬ。

右にみた統制經濟の經濟構成上の特質よりして、そこには當然經濟構成として一定の限界が觀取

され得る。すなはち統制經濟が獨立の經濟構成として成り立つときは、經濟政策もまた統制經濟原理に徹し、經濟構成の一元化による統一性と全體性とを確保すべきであることはいふを俟たない。しかしながら戰爭經濟の具體的必要は、統制經濟の限界を超えて管理經濟の構成に即應する如き施策を斷片的にとらしめずにはおかない。かくて經濟構成は複雑化し、國民經濟の相貌は多樣化するに至るわけである。

統制經濟における國家的統制の必要は、もと資金面に對する大綱的統制を意味するものであり、その方策の一つとして價格の合理的形成の確保を目的とする價格統制の實現をみるのである。しかしながら價格統制は單なる流通の部に踞することは許されず、價格を構成する一般的な要素の統制を要請するのみならず、市場經濟の内部にまで立ち入つて統制することなしには、價格統制本來の目的の達成を期することをえなす。

されば價格統制は價格の構成要素としての原料、勞賃、利潤、地代などの統制を通じて、企業の内部構成の編成を要請しないではおかない。すなはち價格統制は統制經濟の基軸として出發しながらも、戰爭經濟の齎す新たな條件に即應せんがためには、往々統制經濟とは構成原理を異にする方策を斷片的にはあるが實現せしめることとなる。經濟構成の一元化を妨げる如き施策と雖も、戰爭目的の完遂上必要あるときは、これを合理的に經濟構成のうちにとり入れ、その體系と調和せしめなければならぬ。

この點に戰時經濟法に負はされた課題の一つがある。

二 戰爭が勃發するといづれの國においても人手が不足し、物資が缺乏し、物價が騰貴するのが普通であり、若しこれを放置すれば遂には國民經濟は破綻して、國家を破滅に導くべき結果を招くことがあることは、第一次世界大戰におけるドイツの敗戦の歴史の教ふるところである。

それでは戰爭になるとなぜさうした事態が出現するであらうか。このことを究明するならば、事態の發生を防止するためには如何なる對策がとらるべきかの判斷が可能になるであらう。

一たび戰爭状態に入ると國民經濟の發展は變容を受け、戰爭に消耗される膨大な社會的生産物は再生産過程から脱落する。といふわけは、平時においては國民經濟のもつ社會的總生産力は、不斷に社會的生産物を再生する。換言すれば、生産財と勞働力が結びついて生ずる生産力は、生産的に消費されることによつて生産財と消費財とを再生産する。この再生産された消費財は、更に生活資料として消費されることによつて勞働力を再生産する。かやうにして生産財と勞働力とよりなる生産力は生産的に消費されることによつて、新たな生産財と勞働力とを再生産する。ところがこれに反して、戰時においては、生産力の構成要素の一端である勞働力は、武力として戰線において消耗されるのみならず、社會的總生産力の多くの部分は専ら軍需産業へ吸収される。しかも軍需産業に吸収

される生産財と労働力とは一應再生産過程から脱落する。換言すれば、軍需生産はその出發點を經濟過程のうちにもつが、その終末を經濟過程の外にもつといはねばならない。従つて戰爭經濟においては、社會的總生産力の大部分を吸収する軍需生産は、生産財と労働力とを軍需資材に轉化してこれを戰爭において消耗するに拘らず、軍需資材の代價が國家の手から支拂はれる。すなはち再生産過程から脱落した生産財と労働力とに對しても代價が支拂はれて貨幣所得となる。このことを他方からみれば、購入され得る生産財および消費財がないのに、多額の所得が軍需資材の生産者の手に歸することになり、こゝに國民の貨幣購買力の増大と社會的生産物の減少との矛盾、即ちインフレーションの危機が現はれ、戰局の進展に伴つて擴大且つ深刻化の傾向を示さずにはゐない。このやうな戰爭經濟の根本的矛盾に對する有効適切な解決なしには、いつれの國家も戰爭目的の完全な遂行は期し難い。そこで戰爭に際しては、國民經濟の各過程に互つて、この矛盾の調整のために國家的統制が焦眉の急務とならざるをえなくなる。

三 戰爭になると物價が騰貴するのは必然的理由があるにせよ、これを放置して騰勢のまゝに放任することをえない。なぜならば、物價の昂騰が持續することは戰爭經濟の圓滑な運行を阻害しないではおかないからである。その理由の主要なものは次の三點にある。

第一は物價の騰貴は戰時財政をより膨脹せしめる。今日經濟機構の確立してゐる國においては、政府の費用はすべて財政に現れる。従つて戰時において國家が物資および勞力を必要とするればするほど、それに要する費用が増大して財政に現はれるから、戰時財政は膨脹せざるをえない。現に、今次事變前のわが國の財政は、その最も膨脹したといはれる金輸出再禁止後の昭和七年ないし十一年度においても、年平均二十一、二億圓程度であつたものが、今次事變を経て大東亞戰爭の勃發以降急激に膨脹し、昭和十二年度五十二億圓、十三年度八十億圓、十四年度八十九億圓、十七年度二百四十三億圓、十八年度一般合計および臨時軍事費追加豫算合計四百億圓に達してゐる。

いふまでもなく、財政状態はそのときどきの物價状態によつて著しい變化を受ける。すなはち政府はその必要とする物資および勞力を時價で買入れなければならないから、物價が安ければ費用は少なくてすむが、それに反して高ければそれだけ多くの費用を必要とする。

それゆゑ、若し物價が昂騰すればより多額の經費を要し、さらでだに戰時財政は戰爭遂行のために膨脹するのに加へて、物價高からより一層の膨脹を結果する。しかも財政が膨脹すれば、更に一段と物價を騰貴せしめる傾向を生ずる。すなはち財政の膨脹と物價の騰貴とは交互に作用し合つて、次第にその水準を高めてゆくものであるが、かゝる交互作用は何時までも繼續し得るものではない。若しかゝる作用の結果、物價暴騰状態に到達すれば、それは謂ゆる悪性インフレーションの

出現であつて、國民經濟の秩序は混亂を生じ、戦争目的の遂行は期待し得られなくなることは、第一次世界大戦中におけるドイツの經濟状態に徴し明らかである。

それゆゑ、戦争經濟においては、戦争目的の達成に必要なだけの財政膨脹を行ひつゝ、同時に物價騰貴を抑制しなければならぬ。

第二は物價騰貴は輸出を不振ならしめる。現時の戦争はその軍事技術の高度な發達のため超急速度で巨大な物資を消耗することは周知の通りである。そこで、戦争經濟においては、必要資材を多量に海外から輸入するための資金を如何にして調達するかが問題である。輸出資金は輸出、金現送、貿易勘定の受取額および外國における借入金等から成り立つが、とりわけ大切な源泉としては輸出があげられなければならない。しかしながら戦時における輸出の維持増大は決して容易なことではない。蓋し、資材および勞力の不足、戦争の影響による第三國の輸出防遏に加へて物價騰貴は輸出に一大障礙を與へないではおかない。かくして物價騰貴のために輸出が不振になると、輸入力は當然に減少を來すことになる。輸入力減少は再輸出品原料の輸入抑制を通じて輸出減少を結果し、ひいては軍需緊急資材の輸入を困難ならしめ、戦争目的の遂行を阻害すること少くない。されば輸出を維持増大するためには、物價の騰貴は可及的にこれを抑制することを要する。

第三は物價騰貴は國民生活を危殆に陥らしめ社會生活における不安を激成する。

このことは戦争經濟に隨伴する現象としての社會生産物の減少と貨幣所得の増大といふ矛盾が、國民生活秩序を混亂せしむることよりして明白である。殊に總力戦における中核たる經濟戦力の昂揚は、國民生活の安定を通じてなされる生産力の擴充なしには絶對的に不可能であるといはなければならない。國民生活の安定なき軍需生産力の擴充は考へられえない。しかしながら、いふまでもなく、戦争經濟における國民生活の安定といはれるものは、平時經濟におけるそれとは異なり、國民生活の最低限度の確保であることは注意を要する。國民生活水準を引下げることが物價騰貴を抑制する結果となるからである。

四 普通に物價對策といへば、價格そのものに對する操作のみを意味する如く解する向もあるが、それは決して物價對策の全部をいふのではない。もとより價格はそれ自體目標となるものであるから、價格政策が中心的部分を占めることはもちろんであるが、價格政策がその目標を達成するためには物資と資金との兩側面の對策が併行して行はれなければならない。蓋し、價格は物資と資金との二つの部面に跨り、これら兩者の關係に外ならないからである。従つて物價對策を行ふにしても、單に物の値段をいくらに決定するといふやうなことだけでは不十分であつて、物資と資金とに關係するあらゆる側面に互つて、総合的な對策を以てしなければ完璧を期することをえない。この點に

價格統制の複雑さと困難とがある。

一九六

二 價格統制法の發展

前述せる如く物價對策は、單に價格自體の操作を以て足るものではなく、生産、配給および消費の全分野にわたる對策が併行しなければならぬ。しかしながら各國の經驗に徴すれば生産、配給および消費の各分野における對策は、價格政策の進展に伴つて行はれるのが通例である。以下専ら價格統制法を中心として、わが國における物價對策の發展を一瞥することとする。

ところで、價格統制は物價の情勢に即應して漸次寛より嚴へと進展するのが普通であるが、今日までの發展を四期に分つて考察することとする。

第一期 暴利取締強化時代（昭和十二年七月—同年十二月）

支那事變が勃發するや、事變の見透を繞つていろいろな觀測が行はれ、思惑による物價昂騰の徴がみえたので、政府は、八月三日大正六年制定以來傳家の寶刀として存在して來た暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件（大正六年農商務省令第二十號）を改正強化し、暴利ヲ目的トスル物品ノ

賣買ノ取締ニ關スル件（昭和十二年商工省令第十號）としてこれに應じた。これが事變下における價格統制の出發點である。

いふまでもなく、物價對策の根本が物資需給の對策にあることは前述せる如くであつて、既に戰時體制の段階から行はれて來た生産擴充計畫、事變と前後して施行された爲替水準堅持策、金準備再評價、金資金特別會計の設置、金現送、公債消化策、資金流通の調整、輸出入品等臨時措置法に基く輸入の制限禁止などは、いづれも物價に關聯をもつものである。

ともかく、右のいづれの施策よりもより直接に價格を目標とするものは何といつても前述の暴利取締令の改正であつて、昭和十二年八月および十月の兩度の改正によつて、取締品目も在來の八種類から二十七種類に増加し、原料から製品にまで及び、重要商品を網羅することになつた。

更に商工省は昭和十二年十月から營業者の團體をして、棉花および棉絲に對して最高標準價格を定めしめたのを手初めとして、縞三綾、スフ混紡絲、小中白木綿、生ゴム、水銀、アルミニウム、苛性曹達などにもこれを及ぼした。

また輸出入品等臨時措置法および臨時資金調整法の效果として齎されたものは、平和産業の生産力制限或は輸入制限による軍需品以外の商品の供給不足である。とりわけ輸入制限による原料拂底が最大の問題を惹起するのは何といつても綿業である。すなはち棉花輸入の制限が、輸出の減退、

製品価格の騰貴を結果することは當然である。それに対処するために生れたのが、棉花、線絲、綿布を一貫する「綿業調整案」である。この綿業調整案は綿業自體に對する意義の重大性のほかに、業者の自治統制にもとづくものとして、綿業委員會の決定による最高價格制度を導入した點において見逃すことのできないものである。十月二十三日綿業委員會は第一回最高標準價格を決定發表した。

發表はいづれも毎週土曜日で、次週中その最高價格が適用される建前である。さうして米棉相場のある程度の變動に應じて價格は自動的に變化するやうに仕組みられてゐる。

これについて原料ゴムの最高價格制が設定された。日本ゴム工業組合聯合會とゴム輸入協議會よりなる委員會は、十一月三十日原料ゴムの第一回最高標準價格を決定して十二月一日より實施した。以後毎週土曜日に發表することとした。

しかしながら自主的の最高價格制度は商工省の指導の下に、營業者の自治團體をして價格を決定實施せしめるもので法的強制力に缺けてゐた。それゆゑ當該物資の供給が不足すれば、いさほ標準價格を自主的に遵守することは困難となり、實際價格は自主的の最高價格を上廻るに至つた。

要するに第一期における物價對策は、いまだ自由主義的對策の延長にすぎず、戰時的特徴を示すに至らなかつたといふことができよう。

第二期 物品販賣價格取締規則制定時代（昭和十三年一月 昭和十三年十二月）

事變は擴大するのみならず、戰時景氣の昂揚によつて國內需要も増加して來たが、他方供給はストックの減少と共に減少するに従ひ、物價は漸次騰勢を現はし、國民生活の安定、輸出増進のため物價の引下げなどは思ひもよらなかつた。かくして昭和十三年の春以來物價の騰勢は相當急なるものがあつたので、昭和十三年五月二十四日に輸出入品等臨時措置法に基いて綿絲販賣價格取締規則が制定され、次で人造絹絲販賣價格取締規則、ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則、毛絲販賣價格取締規則、絹紡絲販賣價格取締規則、農林水産物及農林水産業用品販賣價格取締規則が制定された。従來の自主的價格對策は一步を進めて公定價格によることになつた。しかしそれは輸出入品等臨時措置法に基く商品別の商工省令によつて公定價格を設定するといふ方法であつた。とはいへ、右の如き制度では價格決定の權限が需給調整協議會にあるため、協議會設置を必要としない商品には採用され得ず、また統制が生活必需品に擴大され、小賣物價の統制が要求されるに伴つて、各地方の特殊事情を重視しなければならなくなつた結果、一律に右の公定價格制のみによることをえず、こゝに別に標準價格制が出現することになつた。そこで新な物價對策は中央および地方物價委員會の設置とともに進展した。物價委員會については後に述べることに譲るが、こゝに注意すべきは中央物價委員會の決定する標準價格は、そのまゝでは公定價格で

はないことである。そこでこの標準価格に法的根拠を與へて公定價格たらしめるために出現したものが、七月九日の物品販賣價格取締規則の制定である。本取締規則によつて一定商品（綿、スフ、羊毛、衣服、皮革製品その他七十七種が指定された）の販賣價格について公定價格制が採用され、その監視機關として物品調査員と經濟警察制度が設けられた。

要するに重要物資および原料品については、それぞれ販賣價格取締規則が制定され、製品たる日常使用品については物品販賣價格取締規則が制定されて、爰に公定價格制度の法的基礎が置かれた。物品販賣價格取締規則は輸出入品等臨時措置法第二條に基いて制定せられたもので、いはば廣義の物價管理令ともいへるべきものである。すなはちその骨子は次の二點にある。

一、商工大臣が告示によつて物品を指定した場合には、その物品の値段は指定日の定格より引上ぐ

二、商工大臣または地方長官が告示によつて、或る物品の販賣價格を指定した場合には、これを最高價格として遵守しなければならない。

なほ商工省は十二月十三日物品販賣價格取締規則を改正公布した。その要點は次の通りである。

一、物品販賣價格取締規則によつて指定された物品が他の法令によつて最高販賣價格が決定された場合は本規則を適用しないこと

二、他の法令によつて最高販賣價格を決定した物品であつても特に商工大臣が取締規則によるべきことを指定した場合はそれによること

しかしながら事變前の物價水準を基準とする右にみた如き個別的對策では一般物價水準の安定化の目的は達成されなかつたのみならず、諸物價相互間における跛行性、とりわけ統制價格と非統制價格、生産財價格と消費財價格の跛行性を生じ、更に國際物價水準に對する割高現象も現れた。

物品販賣價格取締規則は、わが價格政策史上一つの轉期を劃する重要な意義を有するもので、その實際的效果も極めて大きかつたが、いまだ應急對策の範圍を出なかつたといはなければならぬ。

第三期 物價統制大綱決定時代（昭和十四年一月—昭和十四年八月）

事變處理に對するわが國の態度は、いよいよ長期建設の段階に入つた。事變勃發以來膨脹化の一途を辿る豫算の増大と共に公債發行額は七十億圓を示すに及んで、物價は再び騰勢に轉じた。かくして長期戰態勢に即應する物價對策の建直しが企圖されることとなつた。昭和十四年四月二十七日の中央物價委員會において決定された「物價統制大綱」は、物價對策の新方針を示すものである。すな、大綱の要旨をみるに、

(一) 物價統制の目的は現在の爲替相場を堅持しつゝ、輸出増進、生産擴充、軍需確保並に國民

生活の安定を圖り、以て戦時經濟の運営を完からしめるにあるのであつて、そのためには國內物價の安定を急務とし、その基準は輸出を可能ならしめるやう國際物價水準に照應せしめること

(二) 中庸生産費主義を原則とする原價計算により戦時適正價格を決定すること、價格公定の範圍としては、軍需資材、輸出資材、生産力擴充資材および戦時下國民生活必需品につきその品目を選定する

(三) 戦時適正價格の公定のために、生産費の構成要素即ち原料資材、賃金、運賃、商品價格の形成要素たる利潤並にそれらと相當の關聯性ある家賃、地代等に對しても物價對策に照應した根本對策を講ずること

(四) 物價對策の根本は需給調整にあり、とりわけ供給は重點主義によつてこれを確保しなければならぬが、供給の増大には自ら限度があるから、差當り需要の抑制に重點を置かねばならぬ。需要の調整は國家需要並に一般民需の兩面に互つて行はれなければならないが、それと同時に配給の調整につとめる必要がある。

以上の如き要旨の具體化を實際問題としてみるに、價格の形成といふことは經濟の全分野に關係することであるから、これを實現することは極めて困難である。殊に價格と生産費とは循環的關係

にあるから、一部の適正價格を決定してゐる間に、他の價格および生産費に變動が生ずれば、一たび決定した適正價格が維持できなくなつてしまふ。それゆゑどうしても一應あらゆる價格の引上げを同時に停止することが必要になる。かくして如何にして價格形成を實現するかの方策としての「物價統制實施要綱」の決定をみるまでには數ヶ月を経過した。しかもその間に行はれた價格の公定は、畢竟、前期の延長にすぎなかつた。

第四期 「九・一ハストップ令」發動時代(昭和十四年九月以降)

昭和十四年八月三十日物價統制實施要綱が決定されて、價格形成による戦時適正價格を目標とする物價統制が発足しようとした矢先、即ち九月四日第二次世界大戰が勃發した。わが國物價問題は歐洲大戰の勃發を契機として、全く新たな段階に入つたといはなければならぬ。といふわけは、大戰勃發前におけるわが國の物價騰貴は主として國內事情に基いてゐた。すなはち事變遂行に伴ふ軍需の増大、生産力擴充の要求、國民購買力の増加に伴ふ需要の増大などがその根本的原因であつた。従つて物價騰貴に對する抑制策も、専ら國內事情に着眼して施され、暴利取締、價格公定、物資使用制限、資金調整、國民の消費節約および購買力吸収の如き需要對策、生産力擴充、配給調整の如き供給對策となつて現れたことは既にみた通りである。

しかるに歐洲大戰勃發後においては、右にみた國內事情の外に國際事情が加はつて來た。かゝる

事情の下においては世界物價ないし經濟事情を無視して、國內事情のみに準據した對策がとりえないことはいふまでもない。かくして物價統制大綱の國際物價水準を基準とする物價對策は根柢から動搖を來すに至つた。

さらでだに騰勢にあつたわが國の物價は歐洲大戰の勃發によつて、急騰の傾向を示した。そこで政府は應急措置として價格の全面的な一齊停止を行はねばならなくなつた。すなはち昭和十四年九月十九日に内閣の發表した一般價格引上停止がそれである。その發表によれば、「價格統制の應急措置として、國家總動員法第六條、第十一條および第十九條に基く勅令に依り、價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、賃金および給料には、昭和十四年九月十八日の額を超えて（内地の家賃および地代については昭和十三年八月四日、朝鮮の家賃および地代については昭和十三年十二月三十一日とす）之を引上ぐることを禁止すといふのである。かくして十月十八日には價格等統制令、地代家賃統制令、賃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令が制定され、こゝに國家總動員法に基く物價統制の法的整序をみ、輸出入品等臨時措置法に基く物品販賣價格取締規則によるよりも遙に廣汎且つ強力な物價統制の實現となつた。しかしながらこれらはいくまで臨時的なものであつて、その後一ヶ年の實施期間中に新たな價格體系の準備がなされなければならぬ筈であつた。しかるに一ヶ年の實施期間中に次の準備がでななかつたので、昭和十五年十月十九日に施行期間を一ヶ年延

長し、更に翌十六年九月三日には施行期間を「當分ノ内」延長するとともに、修繕料、手数料、手間賃などにも停止が擴張された。地代家賃統制令、賃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令も亦右にみた價格等統制令と同様に、昭和十五年十月十五日まで一年間を有効期間としたので、その期間の経過と同様に、それぞれ新たな地代家賃統制令、賃金統制令、會社經理統制令として制定された。なほこの間、小作料、船舶價格および賃貸料、水上運送賃、宅地建物、價格農地價格、株式價格などの特別事情あるものについては、小作料統制令、海運統制令、宅地建物等價格統制令、臨時農地價格統制令、株式價格統制令などが、それぞれ制定された。

かくして九・一八停止令は十月二十日を以て發動されたが、停止令除外品殊に生鮮食料品の暴騰および一般商品の買占・賣惜の横行は依然として國民生活の安定を阻害した。そこで停止令の効果を補足する意味で、昭和十四年十二月に暴利行爲等取締規則の第四回目の改正が行はれた。その後更に昭和十五年六月には第五回目の改正による強化が行はれ、購買者の側の依頼に基くブローカーの暴利行爲の禁止、價格表示の強制、販賣物品の銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量、數量の表示義務を命じ得ることとした。その後十六年七月第六回目の改正が行はれ、營利の目的を以てする物品の買占・賣惜、抱合・負擔附販賣などが禁止されることになつた。

以上は價格統制法令發展の概要である。しかしながら右のほか配給統制法、特殊事業統制法、特殊會社法などによつてもまた價格統制がなされてゐることを注意しなければならぬ。例へば木材統制法、石炭配給統制法、蠶絲業統制法、食糧管理法、電力管理法、小運送業法、倉庫業法、石油業法、工作機械製造事業法、自動車製造事業法などによつてもまた諸々の統制がなされてゐる。

なほまた價格統制法について看過することのできないものに國家總動員法第十九條に基く昭和十四年十月十八日勅令第七七七號による軍需品工場事業場検査令がある。本令は軍需品調達の適正を計るため軍需品またはその原料もしくは材料に關し原價計算をなさしめまたは報告を徴し、若くは検査をなさしむるためのものであるが、その公布に際し陸軍當局が發表した見解によれば、次の如くである。「軍需品價格を一層適正ならしむるためには、軍需品工場の經營の合理化、能率の増進により一層生産原價の低價をはかるとともに利潤を適正ならしむるの必要を痛感する。しかしてこれが手段として原價計算制度の確立と經理の公明なる調査とが要請される。」

かゝる趨勢の發展はやがて「軍需品に關する適正利潤率算定要領」の公表となり（昭和十五年四月二十二日發表七月一日實施）、陸軍は率先して利潤統制に乗り出した。かくて全産業に對して行くべき指針を示し、また價格統制に對しても將來の動向を示すこととなつた。その後價格等統制令第十條、會社經理統制令第三十六條第一項および軍需品工場事業場検査令第四條の規定による原價計算に關

する規定として、昭和十七年四月一日閣令・陸軍省令・海軍省令第一號による「原價計算規則」が制定公布即日實施された。同規則は本文および製造工業原價計算要綱よりなり、業種別または業種の經營規模別に準則を定め告示することになつてゐる。しかして製造工業以外の業種に對しては、これらに對する統一的原價計算要綱が制定されるまでは、同規則の主旨にもとづいて指導されることになつた。かくして低物價政策の遂行および經營合理化による生産擴充達成のためには、一般産業もまた同様の發展の経路をとるであらうことは理解に難くない。

なほ右に述べたところと關聯して、昭和十八年四月十六日政府によつて決定發表された緊急物價對策要綱並に價格報奨制度要綱のあることに注意しなければならぬ。

兩要綱は大東亞戰爭決戦段階の生産増強要請に即應すべき緊急の物價方策を具體的に公示したものであつて、わが國戰時物價政策史上新たな劃期點をなすものである。その主要内容は次の如くである。

一、緊急物價對策要綱

- (1) 重要物資の補助金制度に代はる補給金制度の確立、かくて物資別價格調整機關による買取生産者價格の保證、改訂

- (2) 價格の循環的影響を遮断しうる重要物資の需要者價格改訂

價格統制法序説

(3) 公定價格相互間の不均衡是正

二、價格報奨制度要綱

(1) 特別價格報奨(特定緊要物資の増産に限る)

イ、基準生産量を超えて増産した場合(一定期間に對して定める)、人件費に對する一定割合を限度とし、超過増産に應じ過増的な割増價格を認める

ロ、生産期間を短縮した場合、業種の特質に應じ(イ)に代へて行ふ

(2) 一般價格報奨(統一原價計算に基づき個別價格を形成する場合)

イ、能率向上により生産品原價を低減し、若くはその増嵩を抑制した場合

ロ、生産品價格が當該業種の基準原價に比し低位なる場合

以上の低減、抑制、低位なる部分の一定割合を特別利潤として賦與し、これを適正利潤として認める

(3) 特別價格報奨金の處分

イ、最も生産増強に寄與する如く處分せしめ、役員、社員、勞務者または株主に對する分配に關しては、會社
 経理統制令および賃金統制令の運用を調整する

ロ、企業基礎強化のための社内留保に對しては租稅減免の措置を講ずる

要するに今次緊急物價對策は、重要物資増産の目的達成上における價格ないし利潤の役割を重視する政府の現段階的政策意圖を積極的に明示したものである。しからは價格ないし利潤の要素は今

日統制諸法令による重圍のうちにあつて、戦力増強に對して如何なる役割を果し得るであらうか。價格ないし利潤要素の戰時的役割としては、採算割の採算化、採算不安定の安定化、優秀業者および優良工場の育成擴充による生産増強といふことになるであらう。

三 價格統制機構

戰時經濟における物價は、これを放任すれば騰勢の一途を辿るべきことは既にみた通りである。そこでこの騰勢を抑制回避するための統制が必要となる。いふまでもなくその方法は、物價側面と資金側面とに互つてなされなければならない。すなはち一方においては過剩購買力を排除し、他方においては生産費的に規定される個別價格を抑えてその騰貴を防止するのである。かくして戰時經濟における跋行的條件を矯正して、物價を低水準に維持せんがために、今日までわが國の物價統制機構は數次の變改をみて來た。

一 物價對策委員會

廣田内閣の昭和十二年度豫算は馬場藏相のいはゆる準戰時財政三十億圓を超える龐大な額に上る

た。この歴大豫算出現の當然の結果として先高を見越して、物資不足を直接原因として物價は漸次昂騰し始めた。すなはち昭和十一年秋以來のわが國における物價暴騰は、これを放置するならば、たゞに國民生活の安定を阻害するのみならず、財政の行詰りを來す虞があつた。かくて物價問題は政府民間を通じての最大關心事となつた。そこで昭和十二年一月二十三日廣田内閣總辭職のあとをうけて二月二日に林内閣の出現となつた。馬場財政に代つて登場したのが結城財政である。結城財政の新しい目標は物價の抑制にあり、その對策としては歴大なる豫算の削減と生産力の擴充とが示された。こゝに生れたのが「臨時物價對策委員會」であつた。同委員會は生産者代表、消費者代表、財界、民間の代表者より成り、四月二十三日その設置が閣議で決定され、五月五日に同委員會規定の決定をみた。かくして同委員會は第一回總會を五月十八日に、第二回總會を同二十八日に開いて、各委員の間に物價對策について自由討議が重ねられたが、結局、政府より提案した次の如き事項について各特別委員會を設置することを決定した。

- 一、物價對策の原因探求と一般的對策の樹立ならびに財政税制に關する事項
- 二、鐵その他の金屬ならびに石炭に關する事項
- 三、生活必需品に關する事項
- 四、動力、運賃その他配給に關する事項

五、物價騰貴が少額所得者等（下級官吏、下級俸給生活者、労働者、農民など）の生活におよぼす影響に關する事項

六、貿易、關稅、爲替に關する事項

これに對して五月二十日産業組合と帝國農會とは共同聲明を發して、農村側委員の参加を主張するとともに農山漁村特別委員會の設置を要望した。かくして同委員會はいまだ政策樹立をみないうちに林内閣は早くも五月三十一日突如辭職することになつた。これに代つて六月四日近衛内閣が登場した。同日初閣議終了後、賀屋藏相、吉野商相の共同聲明が發せられたが、それは近衛内閣の財政經濟政策の基本動向を示すものであると同時に、對物價政策の基調を示すものであつた。その内容は次の通りである。

一、國際收支の適合を確立するための具體的方策、すなはち國際收支の均衡を維持することにつき政策の確立をはかること

二、生産力の擴充につき具體的方策を樹てること

三、物資の需給の豫測および調節につき見通しをつけること

内閣は代つても物價對策樹立の急務なることには何の變りはない。そこで物價對策委員會は近衛内閣の下で繼續された。たゞ委員會の構成については、林内閣時代の世評を考慮して消費者代表を

増員し、また農民その他一般勤労者を代表すべき委員を増加した點が異なる。

近衛内閣の下における最初の物價對策委員會は六月二十九日に開催された。同委員會は協議の結果、林内閣時代の六小委員會を變更して次の三小委員會を設置することに決定した。

第一小委員會……鐵その他金屬に関する事項

第二小委員會……石炭、動力、運賃に関する事項

第三小委員會……生活必需品に関する事項

右の三小委員會は各別に調査研究をつとめた結果、いづれも答申案の作成をみたので、十一月十日物價對策委員會を開き、第一小委員會委員長小川郷太郎、第二小委員會委員長井坂孝、第三小委員會委員長大口喜六の三氏より小委員會の結果報告があり、次の如き答申案をいづれも可決した。

(1) 鐵鋼價格對策に関する答申

鐵鋼價格應念對策は鐵鋼需給の均衡を計りかたがた思惑の抑制をなすことを旨とすべく、これがためには鐵鋼業の統制を行はざるべからず、これには一方において鐵鋼統制委員會を設け各期ごとに鐵鋼需給調整計畫の大綱を編成せしめ、他方強力なる自治的統制機關をして右の計畫に依據して鐵鋼の圓滑なる配給を行はしめ、かつ鐵鋼統制委員會をしてこれを監督指導せしむるものとす、鐵鋼統制委員會の機構權限次の如し

一、政府は關係當局、生産者團體、主たる消費者團體および専門家より委員若干名を任命す

一、鐵鋼統制委員會は鐵鋼需給調査を行ひ、毎期需給調査計畫の大綱を編成し消費を部門別に割當て基準を決定すまたこれがためには必要なる鐵鋼輸出入の數量をも同時に決定す

一、鐵鋼業の統制に關し政府の諮問をうけまた統制委員若干名の發議により統制委員會の決議を以て當局に建議することを得、また生産者組合または消費者組合の事情を聴取しまたは質問をなすことを得

一、自治的統制機關の建値は價格の安定を旨とし國民經濟全體の立場に立ち公正價格の基準に準據すべきものとす
一、該自治的統制機關は鐵鋼統制委員會の決定する割當基準を指針として鐵鋼の配給を行ふ、ある消費部門に屬する有力なる消費組合にして統制委員會において特に優先的配給の必要を認め、該消費者組合より提出せられたる需要見積書に本づき配給數量を査定したるときは自治的統制機關は右主旨に本づき優先的に配給す、この場合に
おいては消費者組合はその査定せられたる需要につき自治的統制機關に對し引取りの義務を負ふものとす

一、該自治的統制機關は中間配給機關などの思惑を抑制し配給の適正をはかるべし

一、鐵鋼統制委員會の決定せる鐵鋼數量の輸出入はこれを該自治的統制機關の統制の下におき需給の調整を攪亂することなからしむ、政府もまた右の輸出入につき爲替の許可税關の減免その他必要なる處置を講ずべし

戰時鐵鋼價格對策は前述せる應念對策を強化するを以て中軸とし戰時において發生すべき諸事態に對應して適宜の方策を立つべきものとす、これがためには進んで委員に相當廣汎なる權限を與ふるの要あるべし

(2) 石炭物價對策に関する答申

一、石炭需給の均衡、將來における生産力擴充並に石炭液化に要する需要増を見込み本年度の需要見積高五千三百萬トンに對し、昭和十六年度においては約二萬トンの増加をみるべきことに意見の一致をみたり、これに對する供給の方面は内地炭の増産を主とし領土および滿洲國との需給の調整をはかり、もつて今後の需要増加に應ずることを得る見込みなり

たゞし内地炭の増産計畫については技術員の養成および坑夫の雇傭ならびに輸送設備の完成など人的、物的の設備の充實を前提とするものなり

一、石炭の適正なる價格、石炭市價は一般物價ことに運賃の急激なる昂騰などによりて大なる影響を受けつゝある事情を考慮して今日程度にあることはやむを得ざるものと考へられる

一、現在の石炭の供給は全體的に統一せられたる配給制の確立なきがゆゑにこれらの點において遺憾なきを保せずなほ炭種の分類、統一または燃焼方法の改良などにつきても今後考慮を要すべきもの少からず、石炭聯合會の非協定者としてこれに合一せしむるためには現在の法制に準據し能はざるところは政府において支援するを必要とす、強力なるトラストには往々消費者の利害を顧みざることあるをもつて政府は一方において合理的の經營を援助すると同時に他面トラストの弊に陥ることなきやう嚴重の監督と取締りを必要とす

一、これは要するに、數年間は内外および滿洲を含んで石炭需給の調節をなし得れども將來無限に發展するわが工業界の前途を考ふればとても國內の石炭のみをもつてしては供給の不安を免れず、ゆゑに樺太鎮封炭田の開発を講ずるとともに昭和石炭會社と日滿商會社との關係を一層緊密にし日滿一體の調整を有效適切ならしむるや

う 政府の考慮を要す

(3) 動力に関する答申要綱

一、京濱、名古屋、阪神の三大工業地帯における動力料率は概して妥當なり

一、三大工業地帯の料率は均一の基準にあること最も望まじきもこれが不可能ならば少くとも、同一地帯における料率は均一の基準によること絶對なり

一、動力料 不同の動力料による弊害を除去するため大量の電力に對しても、料率を公定とすべきも、もしこれが不可能ならば監督官廳は特級料率認可に當り豫め一定の基準を定めて弊害を防止すること

一、發電設備は完成までに數年を要し、また需要の増進は時に豫測しがたき躍進をなすことあるべきをもつて、電力業者は電源開發に油斷すべからざると、同時に政府も極力これを援助奨励すること

(4) 運賃に関する答申要綱

一、海運

海運運賃昂騰の對策としては政府、海運業者ならびに荷主團體協力して船腹使用の趨勢を洞察し、これに適應する船舶の配置を十分かつ合理的ならしめ一面船腹の利用率を效果的ならしむるとともに他面船腹の思惑を抑制すること、この際特に政府當局に希望することは船舶に関する各省行政の改善に眞摯の考慮を與ふることなり

一、鐵道

省線が運賃値上げをなさざることは幸なり、しかれども煙草値上げ、郵便料金値上げについてみるも、もしもこれが民間事業なりせば一舉三割以上の値上げを斷行することは絶対に不可能なり、政府のこの種の行動は一般業界に潜在的の脅威を與へつゝあるをもつてこの際省線が一般値上げを斷行せざることを何らかの機會に聲明すること

一、小運賃

小運送の經營および料金は物價に對して直接間接に少からず影響あり、政府當業者ともにこの點に留意しその組織を改善すること

(5) 生活必需品に関する答申要綱

- 第一 生活必需品に關してはその根本に遡り慎重考究を重ね恒久的具體策を樹立するはもとより必要なりといへども、この際取敢へず應急策として次の諸方策を實施せられんことを望む
- 一、物資の消費調整につき速かに具體の方策を講ずべし
- 二、生活必需品の生産供給に遺憾なきを期する方策を講ずべし
- 三、各種組合團體などの價格協定を適正ならしむる方策を講ずべし
- 四、重要商品の價格公定制度につき十分考究するの要あるべし

五、物資需給の調整に關し必要なる權限を政府に與ふるの要あるべし

六、輸入抑制策の實施に當りては物價に對する影響につき十分考慮すべし

七、配給組織改善の具體の方策を講ずべし

八、通貨の膨脹による物價騰貴の弊害を回避すべし

第二 この際白米の販賣に對しても暴利取締を考慮せられたきこと

以上が林内閣當時設置されて以來初めての答申案決定をみたわけである。ともかく物價對策委員會の使命は右答申案の決定をみて一まづ終つた。支那事變下わが經濟情勢は急激な變化を示し、物價對策は單なる物價政策だけではその機能を到底發揮し得ない事態に立到つたので、政府はこの新情勢に對應するため十二月三日を以て物價對策委員會を廢止した。

二 物價委員會

昭和十三年に入るや輸出入品等臨時措置法に基く商品別の商工省令によつて公定價格が設定されると同時に、他方に於いて統制が生活必需品にまで擴大され、小賣物價の統制が要求されるに伴つて各地方の特殊事情を重視しなければならなくなつた結果、一律に價格公定制のみを以てせず、況なく全面的に物價對策をとり上げるために中央及び地方に「物價委員會」が設けられることになつた。すなはち物價委員會は中央物價委員會と地方物價委員會との二つによつて構成される。

中央物價委員會は商工大臣を會長とし、關係官廳高等官および學識經驗あるものの中から商工大臣の指名せる三十名以内の委員よりなり、物價對策を審議し地方委員會を聯絡して物價を監督し、場合によつては最高價格または基準價格を決定する。且つその場合は商品別に専門委員會を設置することができる。これに對して、地方物價委員會は中央物價委員會の決定事項につき地方的特殊事情を加味し、地方的商品・地理的物價騰貴に對して對策を審議するとともに、各種物價對策の實行確保を主要任務とするのである。

物價委員會令ならびに地方物價委員會規則は十三年四月二十二日に公布即日實施された。同月二十五日の中央物價委員會第一回總會において吉野商相は次の如く挨拶されてゐる。

「支那事變後における物價の騰勢は極めて顯著で原材料ばかりでなく生活必需品にも波及してゐる。むしろ生活必需品の騰勢が著しい。このままで進むならば軍の目的達成、國民生活の安定、輸出振興いづれも困難となるので……實行的な物價對策を十分審議する機關の設立は不可缺となつたのである。」

要するにこの諮問機關に與へられた任務は、物價騰貴抑制のための具體策を審議することである。かくして五月二日、四日の兩日の特別委員會を開催して審議題目および審議方法を検討し、結局一般對策および個別對策の特別委員會を設置することに決定し、五月五日第二回中央物價委員會

總會を開催して次の如き審議項目を決定した。

「物價騰貴抑制のためとるべき具體的方策如何」といふ諮問に對しては、差當り二つの特別委員會を設けて調査審議するを適當とするとの運用方針を示した。

第一特別委員會

各種の物資に共通する價格騰貴抑制の具體的方策に關し次の事項を調査審議す

- (一) 一般消費の調整、
- (二) 政府消費の調整、
- (三) 供給の確保、
- (四) 配給の改善、
- (五) 運輸の改善、
- (六) 國民精神總動員運動との聯繫、
- (七) その他重要なる事項

第二特別委員會

各種の物資に對する價格騰貴抑制の具體的方策に關し次の事項を調査審議す

- (一) 物價の現状に鑑み特に對策を必要とする物品の選定、
- (二) 差當り設置を必要とする物資別専門委員會の選定、
- (三) 公定價格、基準價格などの決定並にその實施に關する方針、
- (四) 物價の監視取締りに關する方針
- (五) 地方物價委員會との聯絡方針

第一および第二特別委員會は必要ある場合には聯合委員會を開くほか、臨時物資調整局などと密接な聯絡の下に物價對策樹立に關して協力する。

専門委員會

價格統制法序説

専門委員会は物價に関する特別の事項について、中央物價委員會の諮問に應ぜしむるために商工大臣がこれを設置する（物價委員會令九條）。専門委員會の構成は委員長一人、専門委員若干名よりなり、委員長は中央物價委員會の委員および臨時委員の中から、専門委員は學識經驗ある者の中からそれぞれ任せられる（二〇條、一一條）。昭和十三年五月二十七日第三回中央物價委員會の答申に従ひ、差當り特に對策の必要と認められる左の物資について専門委員が発令された。即ち六月四日には雜品物價専門委員、九日には纖維品物價専門委員、十一日には化學工業藥品物價専門委員、食糧物價専門委員、十六日には家賃・交通費物價専門委員に次で、金屬品物價専門委員、燃料物價専門委員などが決定した。

物價委員會令

（昭和十三年四月二十二日勅令一七六號）
（昭和十四年三月一日勅令四三一號改正）
（昭和十四年三月一日勅令三六號改正）

第一條 物價委員會ハ中央物價委員會及地方物價委員會トス

中央物價委員會ハ商工大臣、地方物價委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

委員會ハ物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央物價委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク地方物價委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

中央物價委員會ニハ特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央物價委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、地方物價委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 中央物價委員會ノ委員ハ五十人以内トス

第六條 中央物價委員會ノ會長ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

中央物價委員會ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七條 中央物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奉請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 中央物價委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 商工大臣ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付中央物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲専門委員會ヲ置クコトヲ得

第十條 各専門委員會ハ委員長一人及専門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條 委員長ハ中央物價委員會又ハ臨時委員ノ中ヨリ、専門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外物價委員會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

三 物價對策審議會

中央物價委員會は單に價格の統制に限らず、更に汎く生産、配給および消費の全般について綜合的に審議し、その實施を關係官廳に逕憑する機能を併せ行ふやうになつた。そこで、これを従來のまゝ、商工省に存置しておくことは適當でなくなつた。かくて中央物價委員會を改組して、内閣に物價對策の重要事項を審議するため昭和十五年四月物價對策審議會を新に設けることにした。然るにその後昭和十六年五月十日の閣議において改組が決定され、五月十三日勅令第五百五十一號を以て改正された。

物價對策審議會は内閣總理大臣の監督に屬し、その諮問に應じて物價に關する重要對策について調査審議するほか、物價に關する重要對策について内閣總理大臣に建議することができる。會長は内閣總理大臣がこれに當り、副會長は内閣總理大臣の奏請によつて國務大臣中から二名勅命され、委員は内閣總理大臣の奏請によつて學識經驗ある者の中から三十名以内を内閣においてこれを命ずる。なほ物價對策審議會に幹事を置き、幹事は内閣總理大臣の奏請によつて、關係各廳高等官の中から内閣においてこれを命ずる。會長は會務を總理し、副會長は會長を輔佐し會長事故あるときはその職務を代理し、幹事は會長および副會長の命を承けて會議事項について調査および立案を掌る。

物價對策審議會の庶務は企畫院が掌る。

要するに物價對策審議會は従來官民合同の機構などの缺陷から久しく機能を停止してゐたが、物價問題の根本的再検討の要請は再びその活動を必要とし、今回の改組となつたのである。改組の要點は従來の官民混合の組織を全廢し、委員をすべて民間指導者に求め、また綜合物價對策の樹立および實施を政府の積極的責任に歸せしめたことにある。

物價對策審議會官制(昭和十五年四月一日勅令第二〇〇號 昭和十六年五月十三日勅令第五五一號改正)

第一條 物價對策審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ物價ニ關スル重要對策ニ付調査審議ス
物價對策審議會ハ物價ニ關スル重要對策ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 物價對策審議會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 各關係大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第六條 物價對策審議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

價格形成委員會

従前の中央物價委員會は商工大臣の下に屬し、物價局および各種雜品専門委員會と聯絡をとつて廣範圍にわたる物品に關して公定價格を設定する如き繁劇な事務に忙殺され、各省にわたる綜合的な物價政策を遂行するには機構上の缺陷があつた。そこで、これを改組して内閣に物價對策審議會を置き、戰時物價政策の中樞機關たらしめるとともにそれと並行して商工省に價格形成委員會を置くこととしたことは既に述べた通りである。

價格形成委員會はこれを分つて價格形成中央委員會と價格形成地方委員會となし、中央委員會は商工大臣の監督に屬し、地方委員會は地方長官の監督に屬す。價格形成委員會は物價對策審議會の方針に基いて個々の物價の決定その他を調査審議するとともに建議する機關であつて、會長および委員を以て組織する。中央委員會は商工大臣を、地方委員會は地方長官をそれぞれ會長とし、委員會の諮問に應ぜしむるため専門委員會を置くことができる。なほ中央委員會には部を置きその所掌事務を分掌せしむる。

價格形成委員會官制(昭和十五年四月一日勅令第二〇一號)

第一條 價格形成委員會ハ價格形成中央委員會及價格形成地方委員會トス

價格形成中央委員會ハ商工大臣、價格形成地方委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

價格形成中央委員會ハ關係各大臣ノ諮問ニ應ジ價格形成地方委員會ハ地方長官ノ諮問ニ應ジ、價格形成ニ關スル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 價格形成中央委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

價格形成地方委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 價格形成中央委員會ノ會長ハ商工大臣、價格形成地方委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 價格形成中央委員會ノ委員ハ五十人以内トス

價格形成地方委員會ノ委員ノ定數ハ商工大臣之ヲ定ム

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 價格形成中央委員會ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

價格形成地方委員會及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ
第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ價格形成中央委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、價格形成地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 商工大臣ハ必要ニ依リ價格形成中央委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

價格形成中央委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク價格形成中央委員會ノ幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ價格形成地方委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク價格形成委員會ノ書記ハ商工大臣之ヲ命ジ價格形成地方委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 商工大臣ハ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付價格形成中央委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置ク

コトヲ得農林畜水産物飲料品及農林畜水産業専用物品ノ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付テハ農産物等價格形成專門委員會ヲ以テ前項ノ專門委員會トス

地方長官ハ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付價格形成地方委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得

第十二條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 委員長ハ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ價格形成中央委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ジ同條第三項ノ專門委員會ニ在リテハ價格形成地方委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ商工大臣之ヲ命ジ同條第三項ノ專門委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物價委員會ハ之ヲ廢止ス

物價統制協力會議

中央物價委員會が昭和十四年八月三十日政府に答申した「物價統制實施要綱」に基き、商工農林兩省の懇懇の下に昭和十四年十一月二十八日物價統制に對する民間における協力の必要に即應して中央物價統制協力會議が結成され、その後地方物價統制協力會議が各府縣に結成された。

中央物價統制協力會議の會員となつてゐるものは、全國的な經濟團體および營業者團體である。農林團體、商工團體のみならず、金融、交通等各方面の團體が參加してゐる。地方物價統制協力會

議もまた地方的な經濟團體又は營業者團體よりなる。

物價統制協力會議は必要に應じ物資別部會を設けることになつてゐる。この物資別部會において加盟團體を物資別に結合し、常に營業者の意見を聴取して、具體的問題について一定の結論を得んとするのである。なほ、物價統制協力會議には最高機關として常任委員會が設置され、物資別部會において決定された内容は、常任委員會の審議を経てはじめて民間側の意見として確定される。

中央物價統制協力會議設立趣意書

一、設立趣意

政府ハ戰時物價統制ノ重要性ニ鑑ミ、夙ニ之ガ施設ニ銳意努力セラレツ、アルモ、遍ク其ノ勵行ヲ圖リ、遺憾ナク所期ノ目的ヲ達成スルニハ國民ノ協力ニ俟ツ所甚ダ多シ。中央物價委員會ニ於テモ亦此點ニ留意セラレ、物價統制實施要綱ニ於テ、物價統制ノ勵行ニ關シ國民ノ協力方法ヲ定メ、中央及地方ニ「物價統制協力會議」ノ組織ヲ愆慮セラレタリ、吾人ハ深ク右ノ趣旨ニ賛シ、乃チ相謀リテ、戰時物價統制ノ維持勵行ノ爲、茲ニ「中央物價統制協力會議」ノ設立ヲ企圖スルニ至レリ、幸ヒニ産業並ニ經濟關係各團體ノ御賛同ト御協力トヲ衷心希望シテ止マザル次第ナリ、

二、規約

中央物價統制協力會議規約

第一章 總 則

- 第一條 本會議ハ中央物價統制協力會議ト稱ス
- 第二條 本會議ハ政府ト協力シテ物價統制ノ確保ヲ圖ルコトヲ以テ目的トス
- 第三條 本會議ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 組 織

第四條 本會議ハ全國的經濟團體其ノ他之ニ準ズルモノ及地方物價統制協力會議ヲ以テ組織ス（以下之ヲ加盟團體ト稱ス）但シ本會議ニ於テ其ノ目的達成上必要アリト認ムル地方的經濟團體並ニ之ニ準ズルモノハ本會議ノ加盟團體タルコトヲ得

第五條 本會議ニ加盟セントスルモノハ其ノ旨本會議ニ申込ムベシ

前項ノ申込アリタルトキハ常任委員會ノ議決ニヨリ諾否ヲ決ス

第六條 加盟團體ハ會費ヲ負擔スルモノトス

第七條 加盟團體ニシテ本會議ノ目的ニ反スル行爲アリタルトキハ委員會ノ議決ニヨリ之ヲ除名スルコトヲ得

第三章 事 業

第八條 本會議ハ「物價統制實施要綱」ニ定ムル事業其他本會議ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業ヲ行フモノトス

價格統制法序説

第九條 本會議ハ其ノ事業遂行ノタメ必要アリト認メタルトキハ業種別物資別又ハ其ノ他ノ部分ヲ置クコトヲ得
部會ノ審議スベキ事項及其ノ構成ハ會議長常任委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム但シ緊急ナル場合ニ於テハ常任委員會ノ
議ヲ經ザルコトヲ得

第十條 本會議ハ地方物價統制協力會議間ノ聯絡協議會ヲ開催スルコトヲ得

第四章 委員、役員及職員

第十一條 委員ハ加盟團體ノ代表者ヲ以テ充ツルノ外會議長常任委員ノ議ヲ經テ關係官廳官吏、大政翼贊會役員又ハ
學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 本會議ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會議長 一名
- 一 副會議長 三名
- 一 常任委員 若干名
- 一 監査委員 二名

第十三條 會議長、副會議長、常任委員及監査委員ハ委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第十四條 會議長ハ會務ヲ總理シ本會議ヲ代表ス、

副會議長ヲ補佐シ會議長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十五條 常任委員ハ會議長ノ定ムルトコロニヨリ會務ヲ常理ス

第十六條 監査委員ハ本會議ノ會計ヲ監査スルモノトス

第十七條 會議長、副會議長、常任委員及監査委員ノ任期ハ三年トス但再選ヲ妨グズ

第十八條 會議長ハ參與若干名ヲ委囑シ會務ニ參與セシム

第十九條 本會議ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ會議長常任委員會ノ議ヲ經テ之ヲ推薦ス

第二十條 本會議ニ左ノ職員ヲ置キ會議長之ヲ任免ス

- 一 理事 一名
- 一 主 事 若干名

理事ハ會議長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

主事ハ理事ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

會議長必要アリト認ムルトキハ第一項以外ノ職員ヲ置クコトヲ得

前項ノ職員ニ關シテハ本會議事務規程ニ於テ之ヲ定ム

第五章 會 議

第二十一條 本會議ニ左ノ會議ヲ置ク

- 一 委員會
- 一 常任委員會

價格統制法序説

第二十二條 委員會ハ第十一條ニヨル委員ヲ以テ組織ス

第二十三條 委員會ハ別段ノ定アル事項ノ外左ノ事項ヲ議決ス

一 收支ノ豫算及會費ノ徴收額及徴收方法ノ變更

二 事業報告及收支決算ノ承認

三 其他重要ナル事項

第二十四條 委員會ノ議長ハ會議長、會議長事故アルトキハ副會議長ヲ以テ之ニ充ツ會議長、副會議長共ニ事故アルトキハ出席委員ノ互選ニヨリテ議長ヲ定ム

第二十五條 委員會ハ會議長必要アリト認メタルトキ又ハ委員五分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第二十六條 委員ハ代理人ヲ以テ委員會ニ出席セシムルコトヲ得

會議長ハ代理人ノ資格補限ニ關シ一定ノ制限ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ノ同意ヲ得テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニヨル

第二十八條 常任委員會ハ第十三條ニヨル常任委員ヲ以テ組織ス

第二十九條 常任委員會ハ規約ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

一 委員會ニ提出スベキ議案

二 其ノ他會議長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十條 第二十五條乃至第二十八條ノ規定ハ常任委員會ニ準用ス

第六章 會 計

第三十一條 本會議ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日終ル

第三十二條 本會議ニ要スル經費ハ、會費、國庫補助金、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第三十三條 會費ハ年度額一口（金百圓）以上トス

第三十四條 會計ニ關スル細則ハ會議長別ニ之ヲ定ム

第七章 規約變更及解散

第三十五條 本規約ヲ變更セントスルトキハ委員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第三十六條 本會議ハ委員會ノ議決ニヨリテ解散ス

解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ハ委員會ニ於テ之ヲ決ス

附 則

本會議成立當初ノ委員ハ加盟團體ノ代表者ノ外設立委員會ニ於テ之ヲ選任ス

四 價格統制の法的形態

自由經濟から統制經濟への進展の過程において、物價問題はその性格を一變した。すなはち價格

形成の自由の認められた自由経済においては、物價問題は生産力と生産組織とを二邊とし國民經濟の總生産過程を底邊とする三角形の頂點を形成し、従つて經濟過程の集中的壓縮であると考へられた。しかるに統制經濟においては、價格形成の自由に對する直接的・積極的干渉が加へられることになり、こゝに價格形成の性格は一變するに至つた。しかしながら價格形成に對して施さるべき國家權力による方途および程度は、それぞれの國民經濟の實態如何によつて異なるのみならず、時により所による一國經濟政策に従つて諸多の法的形態として現れることはもちろんである。以下その類型を概観することとする。

一 公定價格 價格形成のイニシアティブを國家がとるものであり、價格統制の方法としては最も強力なものである。

價格の形成を國家が行ふことは統制經濟段階においてはじめてみられるところではなく、既に自由經濟段階においてもまた斷片的・部分的にはなされてゐたところである。しかしながらそれは各種專賣法における如き財政目的のためにするか、或はまた鐵道、郵便などの如き公企業におけるものであつて、統制經濟段階においてみる如き國民經濟における需給の持續的調整を目的としてなされるものではない。

價格の形成が國家權力によつて強制的になされる公定價格制は、今日諸々の統制法令においてと

られてゐる。國家總動員法に基く諸法令においては、直接價格自體について規定し、或は一定の加算額乗率を指定し（宅地建物等價格統制令二條、臨時農地價格統制令三條、四條）、或は適正標準の指定を行ひ（地代家賃統制令五條）、或は最高額を規定し又は最低額を規定する（價格等統制令七條、株式價格統制令二條一項）、など、いろいろな仕方がとられてゐる。また生産擴充のため各種事業法においては、需給の圓滑または公正を圖るための統制命令が政府の手に留保され、政府は公益上必要あるときは、價格の決定をなし得る（製鐵事業法二二條、二五條、輕金屬製造事業法一七條、三四條、重要機械製造事業法一七條、工作機械製造事業法一九條、自動車製造事業法一六條一項、航空機製造事業法一六條、一八條、造船事業法一四條、一六條、有機合成事業法一八條一項、二四條、人造石油製造事業法一六條一項、石油業法七條一項、八條、産金法九條等）。更に食糧、蠶絲および肥料などの特殊物資については、價格、加工賃又は製造料金に關する一般的命令權が政府に認められるもの（食糧管理法一〇條、一一條）、價格に對する主務大臣の指定權が認められるもの（蠶絲業統制法一〇條、一一條）、主務大臣又は地方長官が最高販賣價格を指定するもの（臨時肥料配給統制法に基く肥料統制規則一一條）などがある。なほ一般物資についての統制法令のうちには價格形式に關する規定を含むものもある。例へば輸出入品臨時措置法および物資統制令に基く規則がそれである（苧麻大麻等統制規則四條、雜穀配給統制規則一四條、澱粉類配給統制規則八條、鮮魚介配給統制規則一六條、食肉配給統制規則二〇條、鶏卵配給統制規則五條、鐵鋼統制規則六條、鐵屑配給統制規則五條、銅

鉛等配給統制規則八條、瓦斯用木炭統制規則一四條等)。

二二六

二 停止價格 自由經濟段階における自由に形成された價格を一應そのまゝ認めて、これを釘づけしようとするものである。それはあくまでも應急的措置としてとらるべきもので、從來の價格を適正なものとして國家的見地からは認せんとする積極的意義を有するものではない。

停止の方法はいろいろである。一定期日における停止の方法をとるもの(價格統制令二條一項、小作料統制令三條一號、肥料配給統制規則一一條)、一定期間中の類に停止する方法によるもの(地代家賃統制令三條一項一號、小作料統制令三條二號)、基準停止類に對し法定額の加算を認め、或は法定率を乗じた類において停止する方法によるもの(宅地建物等價格統制令二條一號、二號、臨時農地價格統制令三條一項)などがある。

三 協定價格 こゝにはゆる協定價格は、自由經濟におけるいはゆる自治的統制として各種の組合およびカルテルなどによつて行はれた價格協定とはその意義を異にする。

統制經濟における協定價格は、公定價格制或は停止價格制の補充的役割をもつものといふべきであらう。従つて當業者間の協定とはいふものの、これに對する監督取締による國家的制約は可成り強化されざるをえない。すなはち協定價格の届出認可を受くべき義務を認むるもの(百貨店組合法一三條、重要肥料業統制法一一條一項、製鐵事業法一八條、工作機械製造事業法一六條ノ二、一項、小運送業法九條一

項、價格統制令三條、四條、五條、地代家賃統制令八條、石炭配給統制法一五條、蠶絲業統制法八條)、統制協定命令を認むるもの(重要機械製造事業法二一條、陸上交通事業調整法二條)、統制命令を認むるもの(重要機械製造事業法二一條)、統制協定の變更取消權を認むるもの(工作機械製造法一六條ノ二、三項、小運送業法九條二項)などがある。

協定價格に いては、原則として認可制がとられてゐる。本來、協定價格は價格形成に對して政府がイニシアティブをとることが技術的に困難であるとか、不適當であるとかいふ場合に、當業者の自治的に形成せる價格に對し官廳が認可を與へることによつて、一應その價格の妥當性を保證せんとするものである。要するに協定價格は國家の監督取締の下に、公定價格に對する補充的機能を營むものといふことができよう。

(九月一日)

書評四件

津曲藏之丞著「日本統制経済法」

経済法ないし統制経済法の理論ほど今日混亂を示してゐるものは、法學の領域にその例をみない。このことは専らその對象の不安定性並にその指導原理ないし方法の動搖分裂に基くものと考えられる。しかし経済統制法或は統制経済法なる獨立の法域および單一の法分科の承認は、學者の單なる觀念上の要請から然るのではなく、既存の法域および法分科のうちには劃切な解決を見出しえざる新なる法現象の出現に起因するものといはねばならない。その限りにおいて、経済法ないし統制経済法の學者の數だけその理論が分立する如き現時の斯學界の狀況は、必ずしも慶賀すべきではない。しかしこの混亂期を経てやがて當然行きつくべきところへ落ちつくであらうことはいふまでもなからう。

さてこのたび我國の経済法學者の態度には賛同し難いとの抱負を以てものされた津曲之丞教授の著作「日本統制経済法」の公刊は、斯學に關する文獻の少いわが法學界の一大收穫である。こ

の書は第一篇序論、第二篇總論、第三篇本論よりなる九章・ベタ組で四六四頁の大作である。しかも第三篇は各論に當り、第一章企業體制法を收むるのみで、第二章企業行爲法以下、第三章統制行政機構法、第四章統制罰則法等はこれを續卷に譲つてゐる。教授独自の包括的な統制經濟法體系を示すこの書のもつ意義は、高く評價するべきであると思ふ。

この書の讀者は先づ教授が屢々獨特の意味に特定の用語を用ひてをられることを注意しなければならぬ。「經濟法」に於いてもこれを企業法と同義とされ、「經濟法は自由經濟法・自主的（部分的）統制經濟法・國家的（全體的）統制經濟法の三の歴史的段階を以て發展してゐる」とされてゐる。かくして教授は、「統制經濟法とは、企業（乃至所有）を中核とし、國家の總生産力擴充の立場から、その組織並に活動を規律した法である」と定義づけられる。かくして第二篇第一章「統制經濟法の概念」、第二章「我國に於ける統制經濟法の發展過程」に次で、第三章「我國の統制經濟法の特色」が概観され、第四章「統制經濟法の基本關係」において、統制經濟法はその中心問題として企業の本質＝資本形態の所有をとることを考察し、統制經濟體制上の企業體制＝經營協同體の獨自性の登場が、在來の企業法理論の轉化を結果する過程を分析解明される。第五章「統制經濟法の指導原理」、第六章「統制經濟法の法域」においては「全生産の國家による綜合的統制」としての統制經濟法に、公法・私法と異つた社會法の法域を與へる見解に反對され、統

制經濟法は私法の公法化現象ではあるが、「矢張、私法的分解のものである」とされる。しかも統制經濟法は教授によれば、「經濟法（商法）」と労働法とを包括する企業法であつて、それは「獨占企業や獨占労働を止揚した協同關係の經濟體制」として、まさに資本の構成すなはち「企業體制自體の一つの變異」によつて生じたものなのである。以上要するに教授の透徹せる分析は、資本の構成と活動を中心として、統制經濟なる經濟體制の法學的把握に向けられてゐる。

この書の内容に立入つて仔細に批判することは本稿の目的ではなく、また茲になし得べきでもないが、教授が参考文献としてあげられたものの末尾にわたくしの小著「法と統制經濟」および「經濟法」があり、しかも時には明示的に、時には默示的にわたくしの所論に論及され論難されてをられるので、教授の御教示を謝すと共に、教授の所論に對するわたくしの疑問の一端を附記して、教授に對する禮をつくしたいと思ふ。先づ教授が「發生的な時代の特徴は、經濟法に一應参考となるが、それだからと言つて、經濟を統制する法が經濟法だといつてのけるのは早過ぎる」といはれることは、なるほど一應さうも考へられるであらう。しかしながら「經濟法」といふ名稱を抽象的に扱つて、時代を超えた「經濟の法一般」といふやうに理解することは、思索としては可能であるにせよ、今日問題となつてゐる經濟法については無意味である。われわれは經濟法なる名稱を産み出した歴史的背景と結びつけて經濟法を把握する態度をとるべきものと考へる。

しかるに教授は経済法の時代的特徴を捨象して、これを單なる企業法一般と理解される態度をとられ、「経済法（商法）」、「商法（経済法）」として兩者を同義語的に或は單に企業法として論ぜられるのは、商法および経済法の獨自性と自主性とを無視するものではなからうか。次に教授は「統制経済が、恰も國家資本主義であるかの如く解する見解が支配的である」とされ、「この一般的公式主義の見解の打破」のためにと辯ぜられるが、わたくしは寡聞にしてさやうな「支配的見解」を知らない。むしろ反對に、わたくしは統制経済を以て管理経済とは異なる「民有民營」を基盤とした複合制経済となす見解を支配的のものと考えへる。

第三に教授は、「経済の政治化」に照應する國民經濟領域への國家經濟の擴充といふ所論を以て、直ちに「強大なる國家經濟の國民經濟に於ける獨占的支配」なりと解され、従つてまた「統制經濟を何も國家資本の支配といふ意味に用ふるには當らなす」といはれる。なるほどその通りである。しかし教授が若し國家經濟は一面において私經濟と共通の性格を有すると同時に、他面においては私經濟と區分さるべき政治的性格を有しながら、しかも市場經濟においてこれら兩者は對立し、相剋し、補充し合つて特定の性格を有する國民經濟を構成することおよび國家經濟が市場經濟に絡合ひ、意識的且つ全面的に再生産過程を統制し、その均衡を企圖する統制經濟にあつては、市場經濟の再生産過程は國家經濟から獨立した自律過程と看做されえないことを理解さ

れたならば、國民經濟における公經濟の私經濟領域への擴張といふ現象を説いたからとて、これに對して「國家經濟を私企業と同一地盤に置いて、斯る強大な國家經濟の國民經濟に於ける獨占的支配を統制經濟と考へてはならない」といふやうなのはづれの駁論をなさらなかつたのではなからうか。

第四に教授は、統制經濟の出現について専ら「經濟的動因」を説くことに反對されるのに、「文化擁護」或は「國家の生存」といふ如き「外部的動因」を以てせられる。いふまでもなく、國家は固有の理念と目的とを有するが故に、個人の自利追求と専恣とが國家の存立と抵觸する限り、國家は自らの存立と秩序維持のためこれに對して拘束ないし統制を加へる。統制經濟といふ經濟體制は國民經濟における需要構造の變動に即應しつゝ、經濟體制に對する國家の部外的・意識的統制によつて出現したものである。しかもこの場合においても「統制とは凡て良き結果を生ずるための合理的組織でなければならぬこととはもちろんである。惡しき結果を生ずる統制とは統制の意義をなさない。眞の統制は國家に於ける公私の調和的組織でなければならぬ。」その限りにおいて、統制經濟の出現について經濟的動因を説く「我國の統制經濟法學者」が、「文化擁護」と「國家の生存」を忘れた者であるとなすが如き教授の斷定は、偏狹に失する嫌はないであらうか。のみならず、「統制經濟が國家資本主義であると極めて形式的・公式的に規定して」、「そこ

に政治乃至文化の優位」を閉却するのが、「我國の統制經濟法學者」の立場であるとなす教授の主張もまた前述の教授の誤解に基く獨斷ではなからうか。わたくしは寡聞にしてはまだ「政治なし文化の優位」を閉却した統制經濟論なるものを知らなす。

第五に「勞働法と經濟法との統合」が「企業體制の變異」を通じてのみ生ずることは、まさに教授の指摘される如くである。さればこそ「我國の統制經濟法學者」はそのためには「より高次の法理念」が實現されるにふさわしい「現實的基礎」を問題としてゐるのではなからうか。

また教授は、「企業體制の變異の完遂されない我國」において、「獨占企業や獨占勞働を止揚した協同關係の經濟體制」としての統制經濟および統制經濟法、換言すれば「經營協同體の資本への從屬の解放を前提」とする統制經濟法を説かれてゐるが、教授は統制經濟法の考察に當つて、「企業に關する法の歴史的発展の特定時期の法」から出發しながら、「資金、經營、勞務」の有機的一體たる企業理念によつて導かれつゝ、その過程において「斯くある統制經濟法」から次第に遊離して構想された「斯くあるべき統制經濟法」論に到達されてしまつたのではなからうか。わが國における現時の「國家統制經濟法」のすべては、必ずしも教授の意味する如き純粹の「全體的統制經濟法」のみではない。以上教授の所論についての疑點を思ひつくまゝ略述したが、教授の眞意を誤り解するなきかを慮れ、同時に教授に對する禮を失せざりしかを懼れて教授

の寛恕を願つてやまなす。

直接理論内容に關することではないが、教授はこの書で、自らの統制經濟法論の正當づけに急なるの餘り、屢々「我國の統制經濟法學者」を或は「公式主義」といひ、或は「唯物主義」といつて論難される態度をとつてをられる。かうしたことは何も教授にのみ限られることなく、わが學界の宿弊の一つでもあるが、異説を單なる「主義」の名を冠することによつて排撃することとせず、所論の内在的矛盾を指摘して、惜しみなく誤謬を匡すだけの寛容さと學問への理解が望ましい。殊に斧鉞を加へられてから日なほ淺き領域の學問、たとへば「統制經濟法學」の如きにおいては特に然りである。また同時に如何なる意圖から出た批判であらうとも、それが學問の衣を着てゐる限り、苟も自己の誤謬を匡し、未知の事實を教ふる限り、欣んでその學恩に謝する心構へを失つてはならない。これはわたくしの自戒である。いさゝか學問に對する卑見を附記した次第である。

ともあれ、從來とかく輕視されて來た「所有のある特殊の形態」である「資本の法學的分析」を中心として「統制經濟法」を解明せんとするこの書の出現が、わが法學界に寄與するところはまことに大きいものがある。われわれはこの書を得たことを喜ぶと同時に、更に續卷をはじめ、教授の企圖されつゝあるといふ「經濟法學說史」、「國典に現れたる我國の勞働觀」、「價格統制法」

並に「物資配給統制法」などの研究が、續々上梓公刊される日を待望すること切である。(B54
四六二頁、價四・五〇、日本評論)。(一七・五・一)。

二四六

後藤 清著「統制経済法と厚生法」

資本制社会における「生産力擴充」の要請と「犠牲負擔の均衡」の要請との新なる指導原理による調整の問題は、すまや單に戦時経済法の中心的課題たるにとどまらず、まさに汎く現代法学の世界史的課題を構成するといつても過言ではなからう。かゝる課題への解決の要請に應ずるものこそ、後藤教授の新著「統制経済法と厚生法」である。

統制経済法と厚生法とは共に新しい法概念であつて、その意味するところ必ずしも明確ではないが、これら兩者は今大變遷を契機として法学乃至立法の世界に登場した「人的資源」の問題を中心として、相互に密接な關聯を保持するに至つた。

教授は先づ從來の「自由経済法」および「社會法」といはれるものが、専ら「個々の經濟主體の經濟活動のために役立つべき法的諸條件を提供するに止まり、全經濟的生活秩序そのものは、社會の諸成員の活動を媒介して自ら成り立つことをねがつたにとどまる」となし、これら「自由

經濟法」乃至「社會法」の解決し得なかつた一切の矛盾を正義の觀點から克服するため、「經濟生活秩序そのものを高い全體的立場から自覺的・計畫的に形成し、社會もしくは國家の成員の活動範圍についても、また彼等の享受すべき物質的手段についても、全經濟的生活秩序との關聯において規制を行ふといふ、根本的態度のコペルニクスの轉回が要請せられる所以である」とされ、これがすなはち統制法および厚生法の根本的立場であるとされる。さうして「統制經濟法」および「厚生法」は、事變を契機として登場したものであるが、「それは決して事變限りの一時的の發現物ではなく、むしろ從來の社會法乃至社會立法の指導理念の清算の上になる指導理念を築いて、一方においては新なる部分法域の設定を、他方においては從來社會立法に屬してゐた法域の變改攝取を企てるものである」といはれる。

また統制經濟法と厚生法との關聯については以下の如く論ぜられる。すなはち「その明瞭なる合目的性と高さ全體的立場の優位の故に、厚生法は、經濟的生活秩序の自覺的・計畫的形成を志向する統制經濟法の現はれたところにおいてははじめて、その實現が可能となるのである。逆にまた國民の經濟的生活秩序の自覺的計畫的形成を志向する統制經濟法は、經濟社會そのものの平準的な存在と高度化とを可能ならしむるためには、物的資源とならんで、否な物的資源以上に、人的資源の量的確保と質的向上とをはかる方策施設を不可缺の前提となさざるを得ない。」かくし

て「人的資源を培養してその質的向上を遂げることは、人的資源の肉體を強め、その上に健全なる社會的精神を培養し、新しき文化の擔當者としての素質を確保することになる。から、「われわれはこの點においても、厚生法と統制經濟法との密接なる關聯を知るのである。何故なれば、人的資源の培養といふ目的は、單に、體位向上策や勞働力保全策の對立のみを以てしては遂げられ得るものではなく、その到達のためには、何よりも重要な基底として『國民生活の安定』を必要とする。……この要請は、社會または國家の成員の活動範圍ならびに彼らが享受すべき物質的手段について一定の合理的な標準に従つて公正な仕方で割當を行ひ、これによつて各成員が各々その志をとげその生を完うすることのできるやうな社會的條件を確保すべきである、といふ配分的正義の理念の要請を充足することを志向する統制經濟法の下において、はじめて充され得るのである」と。

かくして教授によれば、「厚生法と統制經濟法とは、たがひにその理念の要請するところを充足するための條件をなし、唇齒輔車の關係にあるものと言ふことができる。この意味において、學者が、『經濟的自由』、『交換的正義』、『國富』の三者の自由經濟法に特有なる觀念たるのと對照して、『經濟的協同』、『配分的正義』、『厚生』の三者が統制經濟法に特有なる觀念たることを擧げてゐるのは正しいと言はねばならぬ」と、恒藤博士の所説（『統制經濟法について』「公法雜誌

六卷四號）を引用して結論されてゐる。

しかしながら、右にみた如き厚生法と統制經濟法との關聯は戰時統制經濟の下においては當然に變容を受けることをも指摘して、教授はまた次の如くいられる。

「軍需勞働の不足と軍需生産力擴充の反面たる平和産業の縮小による大量的失業との同時的存在は、戰時統制經濟の特徴であるが、これら二つの問題の解決のために厚生法の負擔とせらるるところも著しく加はる。」すなはち「戰時統制經濟法は、厚生法の諸要請充足のための基底たる『國民生活の安定』について充分に配慮するの暇なきため、厚生法がその洩れたるところを補はねばならなくなつたことは、著しい負擔の増大である。」かくして「厚生法の課題は俄かに重壓化するが、これが對策を單に糊塗的なものに終らしむることなく、根本的解決策（失業保險制度の如き）を樹立することは、眞に試練に耐へて、統制經濟法と厚生法との爲の永遠の道を準備するゆゑである」とされつゝ、統制經濟法と厚生法の關聯を通じて兩者の綜合的把握の必要を力説される。

本書全篇を貫くものは、統制經濟法と厚生法との基本問題に關する教授の右にみた如き理解の發展である。本書の構成もまた第一部が「統制經濟法の諸問題」、第二部が「厚生法の諸問題」とされてゐる。第一部は、第一章「統制經濟法と厚生法」、第二章「統制經濟の論理と倫理」、第三章「營團の法的性格とその現時的意義」、第四章「法人と代表機關との利益衝突と公正維持規定」、第

五章「いはゆる七・七禁止令について」、第六章「臨時農地等管理令と權利概念の轉回」、第七章「裁判・裁判上の和解・調停による地代家賃の増額と地代家賃統制令」の諸篇よりなり、右に述べた統制経済法と厚生法との基本問題のほか、現代の統制経済は、專斷的な「上からの統制」ではなく「経済の國家的指導」の下における「協力的な統制」であることによつてのみ、その文化的意義を完うすることを論じ、更に營團の法的性格を中心として法人法の問題、七・七禁止令の解釋とその違反行為の法的効果、權利概念轉回の一據點としての臨時農地等管理令の問題などについて論ぜられる。第二部は、第一章「労働協同體と忠信關係」、第二章「労働統制組織と指導者原理」、第三章「労働關係解消後における業務上の秘密嚴守義務」、第四章「ドイツ戰時労働法」、第五章「ナチス新賃銀差押法」、第六章「社會事業法の生成・分化・發展」の諸篇よりなり、いづれも現時厚生法上の重要問題につきドイツの法制および學說を中心に教授の深き蘊蓄が隨所に披瀝されてゐる。以上簡略ながら本書内容の紹介とした。

本書に收められた十數篇の論策は、教授が過去二三年に亘つて發表されたものである。従つて全體として一貫した體系をもつものではないことは、教授自ら序文でことわられてゐるところである。本書における教授の所説殊に統制経済法および厚生法の概念を中心として、わたくしにも多少の異見がなくはない。しかしながら茲においてはたゞ一點、厚生法の概念についての疑問

を附記することにとゞめる。すなはち教授の謂ゆる厚生法は統制經濟段階における特殊な法的現象として、人的資源の危機を契機として、労働力に對する合理的配慮の必要が多角的に増大したところに出現した法域であると思ふ。しからば既に別の機會に教授が述べられてゐる如く、「厚生法とは、一國の發展の基礎たる人的資源の培養とその基底としての國民生活の安定をはかることを目的とする法令の總稱である」とすることは如何であらうか。

なぜならば、國民經濟は再生産の過程を絶えず順當に繼續させるためには、それ自身に所屬する社會的労働力並にその源泉を維持し、これを個別資本の濫用による磨滅から護らねばならないわけである。しかしこの社會的行為は一つの經濟社會が自己保存的に自らを崩壊から護るための基本條件であり、従つて労働力に對する合理的配慮の必要は、およそ經濟社會が一つの組織體として在る限り、何れの場合にも妥當するもので、統制經濟についてのみいはるべきことがらではない。殊に資本制經濟においては、労働力は何れかの個人に身分的に隸屬するものではなく、生産が社會化してゐるのと對應して、労働力もまた社會化されて存在するから、「一國發展の基礎たる人的資源の培養とその基底としての國民生活の安定をはかることを目的とする法令の總稱」としての意味における厚生法は、經濟社會が一の組織體として在る限り、何れの場合にも認められ得べく、統制經濟についてのみみらるべき現象ではなくなるであらう。そこで厚生法を専ら「事

變を契機として登場した法」となさんがためには、厚生法の概念は更に統制經濟の特質に照應せしめてより限定を受くべきではあるまいか。換言すれば、一國厚生政策の法的顯現のすべてを以て厚生法となすことなく、國民經濟の危機を契機として發現せる統制經濟に固有な法たる勞務統制法こそ、厚生法とよばれる新法域を形成する法現象であるといふこといふことを得よう。しかば厚生法は勞働力の合理的保全および計畫的配置を目標とする勞務統制法に限定さるべきことになるであらう。かくしてはじめて厚生法は獨立の法域および單一の法分科たり得るのではなからうか。教授のいはゆる勞務統制法こそが厚生法なのではあるまいかと考へられる。

ともあれ、厚生法概念の創始者たる教授が、本書において示された卓越せる理論が體系化される日を待望して已まなす。(AS判・三七五頁・價四・〇〇・東洋書館)。(一六・一〇・一)

高田 源清著「營團と統制會」

最近出現せるさまざまな新經濟團體は、經濟新體制の要請に應ずるもので、從來のものとはその類型および本質を異にしてゐる。曰く、營團、統制會、金庫等々。これらの法的制度を無用の長物視してかゝらんとする人もあるが、これらのものが出現すべくして出現したゆゑんを探ねる

ことをしなければ、それぞれのものを正しく理解し、その意義を把握することは望み得ないであらう。殊にこれら新なる經濟團體の法的性質の如きは、法人とさへいへば公法人か私法人、公益法人か營利法人、の區別しか知らない人には正しく理解されうべくもない。かくして新たな統制團體の法體系中における新なる地位を見出し、これを理論的に基礎づけることは、法人法の新たな研究に俟たねばならない。かゝる要望に應ずるものとして、高田源清教授の「營團と統制會」が刊行された。この書の内容は第一篇「株式會社より營團へ」、第二篇「組合より統制會へ」の二篇よりなり、教授年來の持論たる統裁主義社團法の理論を、新企業機構並に新經濟團體としての營團、統制會、金庫について展開されてゐる。教授の言葉によれば、この書は「謂はば上記諸著論文(在來の教授の著作)の結論集たると共に、之等の綜合改訂版としての意圖を以て書いたのである」と。まことに各種企業法をひろく解明批判し、その運營方法にまで論及されてゐる。しかもその間教授の鋭い分析は隨所に見られ得る。例へば金庫についてみてもこれを經濟法人として理解されながら、金庫における二つの類型を區別し、庶民金庫、恩給金庫、國民厚生金庫を以て社會政策的救濟的意義を保有する特別の金融機關となし、日本銀行、南方開發金庫、戰時金融金庫を以て右にみたところと飛躍的・異質的なものとして理解し、これらを金融部面における營團なりとなしてゐる。まことに正當な主張といはねばなるまゝ。

若し本書について強いて欲をいへば、自由経済における企業法と統制経済におけるそれとを比較解明されるに當つて、それらを並列的に同一面において論ぜられることなく、それぞれの現實的基礎の構成上の變動に照應せしめて論述されることを試みられたならば、より一層の精彩をこの書に加へたのではなからうかと、望蜀の念を禁じえない。(A5判・四二六頁・價四・二〇・東洋書館。(一七・五・一))。

高橋 貞三著「社會立法の研究」

社會立法は、今日、戦時體制下において、生産力擴充のため労働力の全般的な需給調整といふ喫緊な課題を通じて、經濟社會の前面に登場してきた。だが、社會立法の核心は、調達された労働力の計画的な配置だけに求めらるべきではなく、むしろ經濟社會の順當な再生産のための労働力の合理的保全に求めらるべきはいふまでもない。そこで、社會立法は單なる倫理の問題および道義の問題に過ぎざるものではなく、まさに労働力の合理的保全および計画的配置を通じて經濟社會の維持並にその發展のための人的條件を創り出すものと觀らるべきであらう。

従来ともすれば、單に人道的な根據からのみ取扱はれてきたかの觀がある社會立法は、いまや

右に述べた如き立場から、經濟社會の再生産のためにはそれに所屬する社會總労働力の合理的保全の不可避なることを反省することによつて、問題の核心が檢索され、その解決が要請されるに至つた。かうした時にあたり、高橋貞三教授の名著「社會立法の研究」を得たことは、わが學界にとつて大いなる欣びである。この書は最近一、二年に亘つて、著者が主として「公法雜誌」に掲載發表された論稿に、二つの新稿を増補収録してゐる。さうして全篇は次に述べる如き四部門から構成されてゐる。

第一部「社會立法の理論」においては、「社會立法」(Sozialgesetzgebung, social legislation)の概念を、「個人本位の立法が結合本位の法に發展し、また結合本位の法が、より結合本位の法に發展する過程における法を意味するものであるからして、社會立法は私法の領域においても成立する」(四三頁)と規定する。かくして社會立法は法の全領域において見出し得る「結合本位化法」であつて、それは高度資本主義の所産である「社會法」とはその素材を共通にするが、もと區別さるべきものである。さうして最近の社會立法は、對象に關する傾向としては經濟立法となり、その方法上の傾向としては組合主義・社會保險主義となりつゝあることを、一つ一つ最近の法制について論ぜられてゐる。

第二部「社會立法の歴史」においては、明治初年から今日までの我が國における社會立法の發

述を五期に分つて、その間に制定された諸法制を要領よく序列概説してゐる。しかも我が國において急速に躍進し來つた社會立法を、その存在の社會的・歴史的合理性に即して理解されんとする著者の態度は、その短き論述のうちにもよく窺はれる。

第三部「社會立法の法制」においては、著者のいはゆる「財貨の生産（分配）および消費そのものに関する社會立法」たる「經濟立法」として、「重要産業統制法」および「電力管理法」を概説し、更にわが國における社會保險法の概要を論じ、最後に「國家總動員法」の發動状況の概観を試みてゐる。

第四部「アメリカ社會立法」においては、先づアメリカ合衆國における一九三六年の新憲法立法の個々につきその内容を紹介し、アメリカ聯邦憲法の根本的立場と社會立法の立脚地との相違を述べ、ひいてはアメリカにおける違憲立法を通じてアメリカの社會立法の特殊性を明白ならしめ、更にアメリカ憲法がいかにして修正發展せしめられるかを論じてゐる。さうして最後にアメリカにおける最近の失業補償立法について述べ、それらが一九三五年の「聯邦社會安定法」といかなる關係を有するかについて叙述して剩すところがない。本書は社會立法の體系的著述ではなく、いはば社會立法に関する論文集である。さうしてまた著者が序文でいはれるやうに、社會立法の全部について叙述せられたものでもない。だが、そこに論ぜられてゐる總てが社會立法の基本問題

題について、著者の見解を可成り徹底的に展開したものであつて、この點最近のわが學界への大きな寄與の一であるといひ度い。

いふまでもなく、その所論の個々の點については異論がないわけではない。例へば、就中「社會立法」を法の全領域に見出し得る「結合本位化法」となすことによつて（七八頁）、果して「社會立法」なる獨立の法分科を果して能く可能ならしめうるだらうか。自由經濟から統制經濟への經濟組織の基本構造の轉化によつて、社會生活の單位たる企業もそれ自體としてではなく、國家又は國民經濟といふ全體の部分としての意義をもつことになり、その結果として國家または國民經濟の利益が最高概念として法の全領域を制約するであらうことは否定できない。果して然らば、今日法の全領域にわたつて、法は結合紐帶としての機能を本質とする「結合本位化法」的性格を帯ぶることは、法のイデオロギー的性格の然らしむるところである。そこで、「社會立法」の標榜する原理の獨自性は次第に褪色し、やがて法一般の基調と化する傾向なしとしない。また法の全領域に見出される「結合本位化法」たる「社會立法」につき、獨立の法域の形成を認め得ざるはもちろん、法全般の基調としての意味における「社會立法」は、それ自體に固有な理念および原理をもち得ないといはねばなるまい。従つて當然に「社會立法」に、固有な理念及び原理が何であるかの決定も亦困難となるのではなからうか。（A5判・三七一頁・價三・五〇・有斐閣）（二五・二一）。

著者略歴 昭和五年慶應義塾大學法學部卒，引續き同大學助手，昭和十三年慶應義塾大學法學部助教授を経て教授に補され，現在に及ぶ。著書「法律學序説」(藤松堂)「統制經濟法」(三笠書房)「法と統制經濟」(東洋書館)「經濟法」(ダイヤモンド社)

(出版會承認)
い290114



昭和十八年十二月七日 初版印刷
昭和十八年十二月十一日 初版發行(2,000)

經濟法の基礎理論

定價 三圓八〇錢
特別行爲 一五錢
稅相當額
合計 三圓九五錢

著者

大 塚 光 郎

發行者

大 井 德 三

印刷者

中 村 辨

配給元

日本出版配給株式會社

發行所

株式會社 東洋書館

東京都總町區九段一、二
電話九段四八四九
振替東京一七〇〇五八六四
出版會員一二〇〇五八四三

== 書全理管勞勤子女 ==

第一卷	女子	勞務	文部科學研究所 桐原葆見 未刊
第二卷	女子の體力と勞働	醫學博士 岩田正道 未刊	
第三卷	女子の職場配置	厚生省 狩野廣之 送三	
第四卷	女子の技能養成	中央職業指導所 伊藤 博 未刊	
第五卷	女子の勞働條件	日本光學工業 長乘富丈夫 未刊	
第六卷	女子勞務者教育	産業報國會 赤松常子 未刊	
第七卷	勤勞母性保護	厚生省 赤松常子 未刊	
第八卷	女子寄宿舎管理	鐵ヶ瀨紡績會社 長牧 高吉 未刊	
第九卷	女子勞務者の鍊成	Y.W.C.A 竹内菊枝 未刊	
第十卷	女子の職業病	醫學博士 澤井 淳 送三	
第十一卷	ナチス女子勞務員研究	調查院 菊地春雄 未刊	

以下續刊

== 書全理管務勞 ==

15	工業保安	全勞研 藤田 雄 送三
14	産業保健管理	厚生省 藤田 雄 送三
13	勞働衛生	厚生省 藤田 雄 送三
12	疲勞と休息	京都帝國大學 藤田 雄 送三
11	工場青年學校	東大 藤田 雄 未刊
10	賃金制	大東 藤田 雄 未刊
9	職長養成	日大 藤田 雄 送三
8	勤勞人の鍊成	日大 藤田 雄 送三
7	技術輔導	厚生省 藤田 雄 未刊
6	勞務配員	厚生省 藤田 雄 送三
5	勞務配員	厚生省 藤田 雄 送三
4	勞務配員	厚生省 藤田 雄 送三
3	勞務配員	厚生省 藤田 雄 送三
2	産報の組織と運営	厚生省 藤田 雄 送三
1	臨時勞務管理	厚生省 藤田 雄 送三
16	職業病	厚生省 藤田 雄 未刊
17	産業管理	厚生省 藤田 雄 未刊
18	工場寄宿舎管理	厚生省 藤田 雄 未刊
19	女子勞務管理	厚生省 藤田 雄 未刊
20	傷痍軍人勞務輔導	厚生省 藤田 雄 未刊
21	徵用勞務管理	厚生省 藤田 雄 未刊
22	轉業者及女子勞務輔導	厚生省 藤田 雄 未刊
23	工場保健衛生	厚生省 藤田 雄 未刊
24	勞務統制法	厚生省 藤田 雄 未刊
25	婦人勞務者保護	厚生省 藤田 雄 未刊
26	工場食糧	厚生省 藤田 雄 未刊
27	産業福利施設	厚生省 藤田 雄 未刊
28	勞働者年金保險法論	厚生省 藤田 雄 未刊
29	作業災害と救急處置	厚生省 藤田 雄 未刊
30	勞務管理實務	厚生省 藤田 雄 未刊
31	青少年工の心理と指導	厚生省 藤田 雄 未刊

法 律 經 濟

慶大教授 學村 光郎	改訂 法と統制經濟 卷二	慶大教授 學村 光郎	經濟法の基礎理論 卷二	前慶大教授 清	統制經濟法と厚生法 卷二	近藤 文二	労働者年金保險法論 卷二	前慶大教授 清	勞務統制法 卷二	企畫院調査官 菊池 春雄	經濟法入門 卷二	慶大教授 學村 光郎	國防經濟法 近刊	慶大教授 官崎 澄夫	調停法の理論と實際 卷二	高岡高商教授 高田 源清	滿洲國策會社法論 卷二	高岡高商教授 高田 源清	營團と統制會 卷二
高岡高商教授 高田 源清	經濟官廳と經濟團體 卷二	高岡高商教授 高田 源清	企業の國家性 卷二	企畫院調査官 菊池 春雄	ナチス戰時體制研究 卷二	企畫院調査官 菊池 春雄	ナチス勞務體制研究 卷二	シールプ著 木田 徹郎譯	ナチス勞務政策の發展 卷二	大阪商大教授 近藤 文二	社會保險入門 卷二	帝國農會 稻村 順三	農産物價格論 卷二	陸軍大佐 東方 錦	非常食糧の研究 卷二	帝國農會 石橋 幸雄	農業適正規模 卷二	大阪府 産業報國會	工場給食施設 卷二

